

静岡県告示第200号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和6年3月19日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
(8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名MiPLA、MIPLA、N-Methyl-N-isopropyl lysergamide）	令和6年3月16日
2- { [(4-ブトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類（通称名Butonitazene）	令和6年3月16日
1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -2- (プロピルアミノ) ブタン-1-オン及びその塩類（通称名N-Propylbutylone、Putylone、bk-PBDB）	令和6年3月16日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。